

# 議 事 録

## 第 16 回 定 例 総 会

令和3年11月9日

## 太田市農業委員会第16回定例総会議事録

開会日時 令和3年11月9日(火) 午後2時  
 閉会日時 令和3年11月9日(火) 午後2時50分  
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)

1 小林 良孝	2 石原 康男	3 牛久保 榮治	4 永井 幸二
5 木村 克巳	6 長島 佳男	7 齋藤 森雄	8 中村 博正
9 佐野 順一	10 新井 章夫	11 小島 秀一	12 齋藤 道明
13 新井 整	14 山田 清作	15 飯塚 茂夫	16 片亀 昌子
17 中島 沙織	18 清水 由紀江	19 青木 紀美子	

欠席委員  
(0人)

出席職員 (9人)

塚越局長 大木次長 林次長補佐 高山次長補佐 大澤主任  
 川田主任 青木主任 松井主任 大崎主事

会議に付した事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)
議案第5号	農地法第18条第1項の規定による許可申請について	(会長)
議案第6号	農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見について	(会長)

報告事項

報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第16回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員はありません。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、11番 小島秀一委員 と 13番 新井整委員 の二人をお願いいたします。  
また、書記につきましては事務局の川田主任を指名いたします。  
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において訂正箇所が1か所ございます。  
議案書8ページをお開きください。農地法第5条、9番になります。譲渡人住所において、●●●●●●と記載されておりますが、●●●●●●と訂正願います。以上でございます。

## 5 議事顛末

- 議長 それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は5件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 古戸町の土地 田 2,388 m<sup>2</sup>、農地を借り受け、利活用を試みたい。
- 2番 古戸町の土地 田 2,388 m<sup>2</sup>の内 1,146 m<sup>2</sup>、農地上部に区分地上権を設定し、営農型太陽光設備を設置することで利活用を試みたい。
- 3番 菅塩町の土地 田 1,421 m<sup>2</sup> 外3筆 計 6,542 m<sup>2</sup>、農業経営拡大を図るために、譲受きたい。
- 4番 新田村田町の土地 田 4,010 m<sup>2</sup>、太陽光発電設備を設置し、売電事業をしながら営農を継続したい。
- 5番 大原町の土地 畑 995 m<sup>2</sup>、農業経営拡大を図るために、譲受きたい。
- 1番、3番、5番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、2番、4番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。  
以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番と2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号2番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。  
なお、営農条件に支障を生じるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することにな

っておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

また、番号1番については、17番委員は議事に参与することができませんので、退出をお願いいたします。

(17番委員 退室)

議 長 それでは、報告願います。

8番委員 番号1番について、本地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号1番の譲受人は、現地は耕作放棄地状態であり、その農地を借り受け、有効利用したいとの申請です。

現地確認では、譲受人ですけれども、必要な農機具等も十分に所有しており、土地については周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には回答しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

17番委員は入出してください。

(17番委員 入室)

議 長 続いて、番号3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 3番につきましては、譲渡人は、所有する全農地を売り渡したいと、譲受人との間で協議が調いました。譲受人については、農機具を所有し、全て持っております、場所については、土地改良区内の一等地でございますので、この売買による所有権移転は、地区協議会においては

許可相当という決定をしておりますので、再度の審議をよろしくお願  
いいたします。以上です。

- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号3番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたしま  
す。
- 議 長 続きまして、番号4番の区分地上権の設定については、権利が設定さ  
れる農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがなく、  
かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認めら  
れる場合に限り許可するものとされております。  
なお、営農条件に支障を生じるおそれ及び権利者の同意については、  
3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することにな  
っておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するも  
のといたします。  
続いて、番号5番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報  
告願います。
- 13番委員 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、今回  
の申請は経営規模拡大ということで、土地の購入のためであり、農機  
具、経営内容も充実しており、現地を確認したところ、周辺農地への支  
障はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題ないも  
のと判断し、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号5番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きます、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は3件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 183 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ヘクタール未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。  
農家住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 台之郷町の土地 3,113 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農地改良として一時転用するものです。

3番 新田市野井町の土地 157 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

現地確認では、申請人は父から相続した農家住宅の一部が農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付しての申請です。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
委 員 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 14番委員 3番委員に代わりまして、代理で報告させていただきます。  
水田を畑に転用するものです。周辺農地に影響がないため、許可相当と意見決定しました。  
再度のご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、  
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番委員 議案第2号の3番につきましては、当該地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、また、現地調査をしたところ、周辺農地への支障はなく問題はないため、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号3番について報告がありましたが、  
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。



- (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は3件です。  
事務局より提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 由良町の土地 262 m<sup>2</sup>について、一般住宅用地として許可を得たが、経済上の事情により計画が中止となってしまったため、権利を承継するものです。
- 2番 山之神町の土地 365 m<sup>2</sup>について、一般住宅用地として許可を得たが、結婚後妻の実家に同居したため計画が中止となり、相続人も計画を実行できないため、権利を承継するものです。
- 3番 大原町の土地 380 m<sup>2</sup>について、建売分譲住宅用地として許可を得たが、承継者が隣接地と一体利用で住宅を建築したいと希望したため、権利を承継するものです。  
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 2 番 委 員 農地法第5条計画変更、番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認しましたが、周辺農地への支障もなく承認相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番と3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 1 番委員 番号2番について調査した結果を報告します。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果ですが、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく承認相当と意見決定いたしました。また、ここは議案第4号28番と関連しています。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1 3 番委員 議案第3号3番、議案第4号29番との関連です。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、やむを得ず計画変更、承継者が隣接地と一体利用、承継者に売買という形になります。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく承認相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いします。以上です。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番と3番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を承認とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は31件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数31件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 2,091㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由

から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場用地として転用するものです。

2番 古戸町の土地 2,388 m<sup>2</sup>の内2.07 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

3番 古戸町の土地 428 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 由良町の土地 584 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 由良町の土地 994 m<sup>2</sup> 外1筆 計2,001 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場・露天駐車場用地として転用するものです。

6番 由良町の土地 262 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 別所町の土地 1,526 m<sup>2</sup> 外1筆 計6,537 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、貸露天駐車場用地として転用するものです。

8番 別所町の土地 1,709 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、貸露天駐車場用地として転用するものです。

9番 別所町の土地 1,489 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、貸露天駐車場用地として転用するものです。

10番 脇屋町の土地 973 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

11番 上小林町の土地 168 m<sup>2</sup> 外1筆 計417 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 上小林町の土地 420 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 矢場町の土地 490 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 東金井町の土地 42 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

15番 東金井町の土地 540 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10へ

クタール以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

16番 東金井町の土地 1,079 m<sup>2</sup> 外13筆 計33,270 m<sup>2</sup>、農地区分農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天車両置場用地として一時転用するものです。

17番 緑町の土地 255 m<sup>2</sup>、農地区分農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天資材置場・駐車場・仮設休憩所用地として一時転用するものです。

18番 只上町の土地 480 m<sup>2</sup>、農地区分第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

19番 新田中江田町の土地 51 m<sup>2</sup> 外1筆 計504 m<sup>2</sup>、農地区分第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田中江田町の土地 335 m<sup>2</sup>、農地区分第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

21番 新田赤堀町の土地 382 m<sup>2</sup>、農地区分第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

22番 新田赤堀町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分第二種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 新田村田町の土地 4,010 m<sup>2</sup>の内0.648 m<sup>2</sup>、農地区分農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な

利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

24 番 新田村田町の土地 321 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25 番 新田小金井町の土地 999 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,652 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、介護施設建築用地として転用するものです。

26 番 新田金井町の土地 674 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天資材置場・露天駐車場用地として転用するものです。

27 番 新田市野井町の土地 264 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

28 番 山之神町の土地 365 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

29 番 大原町の土地 406 m<sup>2</sup> 外1筆 計786 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

30 番 大原町の土地 498 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

31 番 大原町の土地 496 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から10番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報

告願うわけですが、番号2番につきましては、議案第1号番号2番の農地法第3条の区分地上権について、併せて報告を願います。

#### 8番委員

番号1番から10番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番と2番を私から報告いたします。

番号1番の申請人は、介護事業を営んでおり、本社に事業所を集約するにあたって駐車場不足が発生するため、申請地を取得し、利用したいとの申請です。

現地確認では、西側は畑、ほかはお寺の境内に囲まれており、周辺農地への支障もなく許可相当と意見決定しました。

番号2番については、営農型太陽光発電施設用地としての一時転用です。下部農地の営農は、シロツメクサを作付予定です。下部農地の営農者である譲受人は認定農業者であるため、一時転用期間が10年間となっております。譲受人は高林南町にて営農型太陽光発電の下部農地でシロツメクサを栽培しており、いずれも適正に営農されている状態です。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。

また、議案第1号2番の区分地上権の設定については、今回の営農型太陽光発電施設が許可されたときに伴う設定のため、こちらの申請も併せて許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

#### 17番委員

番号3番について、第1地区から報告させていただきます。

こちらは一般住宅用地としての申請です。許可基準チェックリストに基づき調査したところ、特に周辺農地への影響もなく許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。

#### 12番委員

引き続き、農地法第5条4番から10番について調査した結果の報告をいたします。

番号4番、6番の譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得して自己の住宅を建築したいとの申請です。

番号5番の譲受人は土木建築業を営んでおり、申請地を借り受けて、資材置場、駐車場用地として利用したいとの申請です。

いずれも現地を確認したところ、周辺は住宅地で、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

番号7から9は、10月にオープンした大型商業施設に隣接する田んぼ

で、11月以降もほかの店舗の建設、オープンが計画されていることから、申請地を取得して駐車場として商業施設に貸し出したいとの申請です。

現地を確認したところ、周辺は商業地、住宅地になっており、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

続いて、番号10番の譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電所を建築したいとの申請です。

現地を確認したところ、何年も管理されていない畑で不耕作地となっており、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から10番及び議案第1号番号2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から10番及び議案第1号番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から10番及び議案第1号番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号11番から18番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 11、12、13を3番委員に替わりまして、報告します。

11番は、親の土地に分家住宅を新築するものです。周辺農地に影響がないため、許可相当と意見決定しました。

続きまして、12、13番は、申請地を取得し、自己住宅を新築するものです。周辺農地に影響がないため、許可相当と意見決定しました。

続きまして、14番、申請人は、申請地に隣接して自宅があり、申請地を取得し、駐車場として利用するものです。現地調査をしたところ、申請地は不耕作地であり、周辺農地への影響もないことから許可相当と意見決定しました。

続きまして、15番、申請人は実家に住んでおり、申請地を取得し、自宅を新築するものです。現地調査をしたところ、耕作放棄地であり、周

辺農地に影響を与えないため、許可相当と意見決定しました。  
続きまして、16番、一時転用許可に関する調査報告です。農業専用地域であり、令和2年に農業専用地域の除外申請が提出され、却下された土地の隣接地であります。土地の仮登記権者が除外申請者と同一、●●●●●●●●●●であります。

申請書を熟読、審査し、現地調査をしたところ、去年、除外申請が却下された土地の一部は耕作放棄地となっています。申請者、●●●●●●●●●●と土地仮登記権者の関係が不明です。一時転用期間は36か月であり、造成工事12か月、費用●●●●、復旧工事2か月●●●●、計●●●●です。●●●●の費用をかけて22か月利用する計画意図が不明であります。一時転用終了後の復旧計画がずさんであり、不許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いいたします。

6番委員

17番をご説明いたします。

これは緑町に農地の区画整理を行うための一時転用です。関係各条に照らし、特に問題ございません。以上です。

4番委員

18番を説明いたします。

この申請は、父より借り受けて自己の住宅を建設するという事で申請がありました。この農地につきましては、今年度の2月、農振除外の承認を得ておりまして、現地を確認して、許可基準チェックリストに基づいて営農条件に大きな問題はございませんでしたので、地区協議会では許可相当として決定しましたので、よろしく願いいたします。以上です。

議長

ただいま、第2地区協議会より番号11番から18番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号11番から15番、17番と18番を許可、16番を不許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号11番から15番、17番と18番を許可、16番を不許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号19番から27番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号23番につきましては、議案第1号



番号4番の農地法第3条の区分地上権について、併せて報告願います。

19番委員

19番から22番までについてお答えいたします。

地区協議会でチェックリストに基づき、19番、20番は、実家近くに住居を建てたいということで、21番は母より土地を借り受け住宅を建てたいということです。22番は、自己資金ができたということで、現地確認したところ、周辺農地への支障はないと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

7番委員

続きまして、23番から27番まで説明させていただきます。

23番の関係につきましては、第1号のところを出たんですが、これについては営農型太陽光発電用地としての一時転用の更新ということでありまして、認定農業者で、下でちゃんとネギとかそういったものが作られております。

番号24番については、一般住宅用地としての転用ということでありませう。

番号25番については、介護施設用地としての転用です。

番号26番については、露天資材置場、露天駐車場用地としての転用です。現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定をいたしました。また、議案第1号4番の区分地上権の設定については、番号23番の営農型太陽光発電所用地の一時転用が許可されたときに伴う設定のため、併せて許可相当と意見決定をいたしました。

27番は、借家に住んでおり、結婚の予定があるため、自己の住宅を新築したいということでありまして、周りもほとんど住宅でありまして、北側と東側が畑になっております。周辺農地への影響はないと思われまますので、許可相当ということで意見決定いたしました。

再度ご審議をよろしく願います。

議 長  
委 員  
議 長

ただいま、第5地区協議会より番号19番から27番及び議案第1号番号4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号19番から27番及び議案第1号番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号 19 番から 27 番及び議案第 1 号番号 4 番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号 28 番から 31 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 1 番委員 議案第 28 番について、第 6 地区が報告させていただきます。  
調査した結果ですが、譲受人は現在アパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。また、この議案は議案第 3 号 2 番で承認された土地でもあります。  
現地を確認したところ、道路と住宅に囲まれており、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 1 3 番委員 続きまして、29 番、30 番について申し上げます。  
議案第 4 号 29 番については、第 3 号 3 番との関連です。譲受人は申請地を購入し、自己住宅を建築、それから、30 番については、譲受人は申請地を伯父より借り受け、自己住宅を建築。  
これら両畑とも現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。
- 1 8 番委員 31 番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は隠居住居を建築するものです。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。  
再度、28 番から 31 番までご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 28 番から 31 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号 28 番から 31 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 28 番から 31 番を許可とすることに決定いたします。  
なお、3,000 m<sup>2</sup>を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農

業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果につきましては、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 続きまして、議案第5号 農地法第18条第1項の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は1件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 議案第5号 農地法第18条第1項の規定による許可申請が会長宛てに1件提出されております。  
前提として、農地法第3条の許可を得た賃貸借は、貸付期間が終了しても賃貸借は終了をせず、農地法第17条の規定により法定更新され、農業委員会の許可や賃借人の同意がないと賃借人の解約ができません。番号1番、飯塚町の土地につきましては、賃借人が長期にわたり耕作せず、賃料も未払いが続いております。賃借人も亡くなり、相続人とも連絡が取れない状態であるため、賃貸借契約を解除したいと申請するものです。  
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。賃借人は長期にわたり耕作せず、現状は雑木林となっております。賃料についても平成23年から不払いになっているとともに、賃借人が平成29年3月に亡くなった後、相続人とも連絡が取れない状況であるため、賃貸借契約を解除したいとしての申請です。これについては、農地法第18条第2項第1号の賃借人が信義に反した行為をした場合に該当すると考えられ、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、

- ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 議長 なし。
- 委員 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第6号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見書について、会長宛てに提出されたので、意見を求めます。  
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 議案第6号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見について、農業政策課より会長宛てに提出されております。  
ご審議のほど、よろしく願います。
- 議長 ただいま、事務局より提案がありましたが、この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 議長 なし。
- 委員 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
事務局提案のとおり、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについては、案のとおりで意見なしとすることに対して、賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。  
なお、不許可処分及び農地法第18条第1項の許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、指令書の交付につきましては、改めて定例総会を開催せずに会長専決により交付してよろしいですか。
- 6番委員 先ほど議長から3,000㎡以上については県のほうに審議がかかるという話ですよね、そういうことでよろしいですね。そうしますと、現在の許可された案件と不許可の案件両方ありますが、それは両方ともかかるということでしょうか。

事務局 両方かかるということです。

6番委員 そうすると、16番は14番委員の指摘案件もかかるんでしょうか。

事務局 かかります。

6番委員 審議の中で、この委員会の結論と逆の話があった場合は、そこはどのような感じになるんですか。

事務局 こちらで意見決定した結果と、県の農業会議のほうで結果が異なった場合につきましては、再度、太田市農業委員会のほうに、差し戻しというような形になります。

6番委員 差し戻しというのは、もう一度、委員会で議論をする、議論をした結果、やはりまたこの委員会の結論が同じだったという場合はもう一度県と相談をする、プロセスとしてはそういう話でしょうか。

事務局 その再度上げるかどうかというところまでの確認は取れていないんですけれども、恐らくそういった形になるのではないかとこのところであります。

6番委員 そこはプロセスをある程度明確にさせていただいて、14番委員のほうにお話は伝えておいていただけるとありがたいです。

事務局 分かりました。確認の上、ご連絡いたします。

6番委員 以上です。ありがとうございました。

4番委員 関連して、いいですか。一応県のほうに上げるということですがけれども、やっぱり地元の農業委員会の意見は尊重すべきだと私は思います。

議長 ほかにご質問はございませんか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、会長専決により交付いたします。

また、事務の取扱いについては、来月定例総会で報告することといたします。

議長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月農業会議に意見聴取した10月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に

ついて、3件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、21件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は23件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は14件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

- 議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。  
委 員 なし。  
議 長 質問等もないようですので、以上で第16回定例総会を終了いたします。
- 14番委員 すみません、質問が1つあるんですけども。  
議 長 戻ります。質問をお願いします。  
14番委員 事務局にお伺いしたいんですけども、農業専用地域の仮登記された土地が耕作放棄地になっているんですけども、事務局としてはどう  
事務局 いうふうな対応をされるのでしょうか。  
仮登記がついていたとしても、指導上、所有者が所有権を持っているということになりますので、事務局としては指導通知を所有者の  
ほうへ送るような形になるかと思えます。以上です。
- 14番委員 除外申請が却下されてから1年たつんですけども、事務局はその対応をされたのでしょうか。  
事務局 すみません、していないと思います。  
14番委員 では、これから指導を徹底してください。お願いします。  
4番委員 今の関連でいいですか。これは私の管轄する土地なんですけれども、要するに仮登記ももう既に済んでいる土地があるんですよ。農地パトロールのときに私は全部チェックしました。それを最適化推進委員のほうに連絡して、農業委員会へ連絡して、さらに最適化推進委員のほうでその土地を見せてもらいまして、指導するような形になっています。だから、やっぱりその辺は地元の最適化推進委員と農業委員でコンタクトを取って対応しないと最適化推進委員も責務を果たせません

よね。うちのほうはそういうふうを取っています。今、14番委員の言ったように仮登記がまかり通っているんですよ。あれは何も言えないんだそうですね。仮登記は処罰がないんだそうです。本来ならば、ルールに従って、転用の許可が出てから農地の売買をするべきなんですよ。それが仮登記がどんどん進んでいるんですね。もう農地ががちゃがちゃで、私も農業委員の立場として、これでいいんだろかと、そういう認識を持っています。私も農業委員として責務が足りないかなと思っているんです。もう少し事務局として適正な指導をお願いしたい、よろしくお願いします。以上です。

議長  
6番委員

事務局のほうでよろしくお願いします。

しつこいようで申し訳ないんですが、先ほど県の審議会にかかって、違う結果が出た場合でも規定上は会長さんの専決事項になる、ルール上はそうなっていますよね。なっていない。要は16番、14番委員の案件については、もし専決になっているのであれば、会長さん1人にその負担を負わせるというのは申し訳ないので、その案件についてはこの委員会にぜひかけていただきたい、そういうお願いです。以上です。

事務局

先ほどの6番委員のお話についてのお話なんですけれども、今回この総会で不許可で決まって、県のほうに3,000㎡以上超えているというところで上げるんですけれども、不許可だから上げるのではなくて、3,000㎡を超えているというところが理由で県のほうに意見聴取をしてくるんですけれども、そこで特にこちらの審議結果と変わらないことであれば、本日決めていただいた会長専決のほうで許可証を交付することになるということで、万が一そうではない、違う結果になって、その後の手続はありますけれども、そこでの許可証の交付については、専決では決まらないということになってきますので、タイミングとかはありますけれども、こちらの農業委員会の総会なり、委員の皆さんの判断を仰いでの対応ということになります。

4番委員  
議長  
委員  
議長

ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。

なし。

ほかに質問はないようですので、以上で第16回定例総会を終了いたします。

閉会 令和3年11月9日(火) 午後2時50分